

5 保医健食第 785 号
令和 5 年 12 月 11 日

社団法人東京都食品衛生協会会長 殿

東京都保健医療局健康安全部長
(公 印 省 略)

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正及び
東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部改正について (通知)

平素より、東京都の食品衛生行政に御協力いただき誠にありがとうございます。
東京都ふぐの取扱い規制条例 (昭和 61 年東京都条例第 51 号。以下「条例」という。) の一部及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則 (昭和 61 年東京都規則第 123 号。以下「規則」という。) の一部が改正され、令和 5 年 12 月 13 日に施行されることとなりましたので下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、貴団体傘下の会員への周知をお願いいたします。

記

1 改正の理由

令和 5 年 6 月 14 日に公布された、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 52 号) により、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) の一部が改正され、営業の譲渡による地位の承継について規定されました。

食品衛生法の一部改正を踏まえ、条例及び規則についても、営業の譲渡による地位の承継について規定を整備しました。

2 改正の概要

(1) 条例第 12 条の 2 (認証に係る地位の承継)

営業の譲渡による営業者の地位の承継に係る規定を設けました。認証を受けた

ふぐ取扱所に係る営業の譲渡を受けた場合に、営業者の地位を承継することができるようになりました。

(2) 規則第13条の2(認証に係る地位の承継の届出)

営業の譲渡にともなう地位の承継届出の際に必要な書類を規定したほか、所要の改正を行いました。

3 施行年月日

令和5年12月13日

4 留意事項

(1) 専任のふぐ取扱責任者を変更した場合には、承継ではなく、これまでと同様に新規申請となりますのでご注意ください。

(2) 食品衛生法の一部改正により、飲食店営業や魚介類販売業などの許可営業等の譲渡にともなう地位の承継についても規定されています。

承継の届出をされる場合は、事前に管轄の保健所等へご相談いただくとスムーズです。

5 添付資料

別添1 東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)
令和5年12月13日施行

別添2 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和61年東京都規則第123号)
令和5年12月13日施行

《問い合わせ先》

東京都保健医療局健康安全部

食品監視課乳肉水産担当

電話：03-5320-4413

ファクシミリ：03-5388-1431